

人権が尊重される社会の形成

- 1 男女平等参画を阻害する暴力への取り組み
 - (1)家庭内等における暴力（DV）の防止
 - (2)性暴力・ストーカー等の防止
 - (3)セクシュアル・ハラスメントの防止

- 2 性と生殖をめぐる健康支援

- 3 男女平等参画とメディア

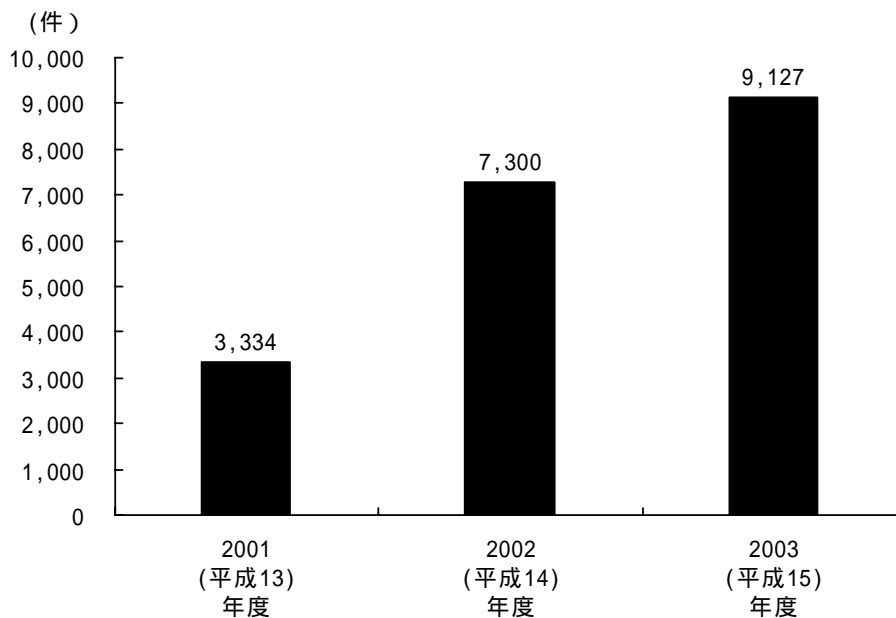
人権が尊重される社会の形成

- 1 男女平等参画を阻害する暴力への取り組み

(1) 家庭内等における暴力 (DV) の防止

都の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は年々増加する傾向にあり、平成15年度には9,127件となっている。

図表 - 1 - 1 配偶者等からの暴力に関する相談件数の推移 (都)



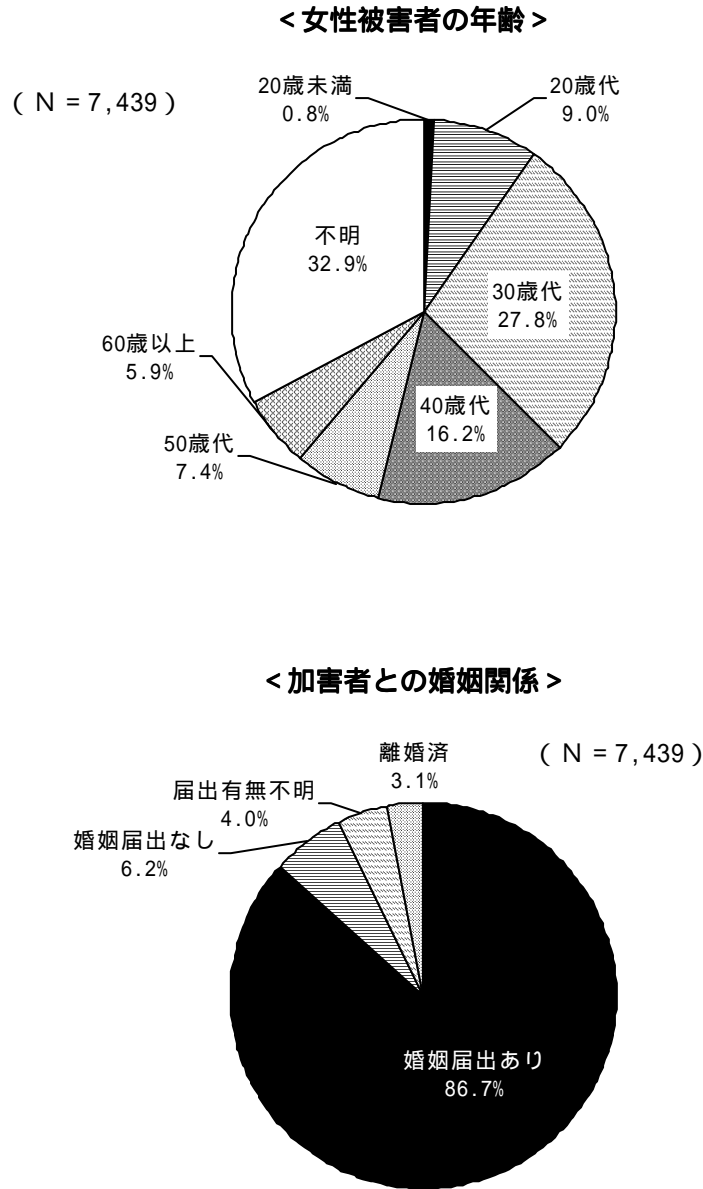
注1：都の配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター）に寄せられた配偶者暴力に関する相談件数。

注2：配偶者暴力相談支援センターとなるのは、平成14年4月1日（配偶者暴力防止法施行日）以降である。

資料：東京都生活文化局調べ

平成15年度の東京都の配偶者暴力相談支援センターに相談した女性被害者は、30歳代がもっとも多く27.8%となっている。加害者との婚姻関係では、婚姻関係のある配偶者が86.7%を占めている。

図表 - 1 - 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談被害者の状況（都）



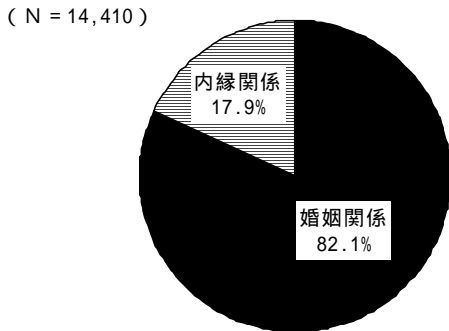
注：被害者本人以外と男性相談者を除く。

資料：東京都生活文化局調べ（平成15年度）

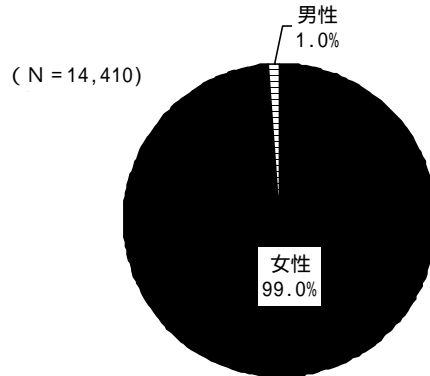
平成16年の警察で対応した配偶者間の暴力相談件数は14,410件、配偶者暴力防止法にもとづく裁判所からの保護命令の通知が1,774件となっている。被害者と加害者の関係は「婚姻関係」が82.1%、被害者の性別は女性が99.0%、被害者の年齢は20～30歳代が5割を超える。

図表 - 1 - 3 平成16年中に警察が取り扱った配偶者暴力の状況(全国)

(1)被害者と加害者との関係

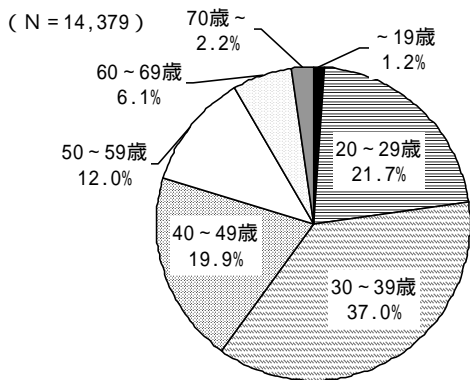


(2)被害者の性別

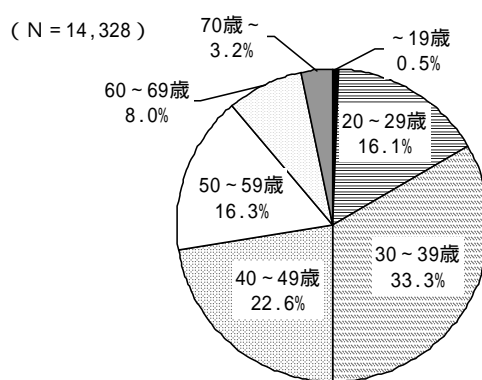


注:「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る

(3)被害者の年齢



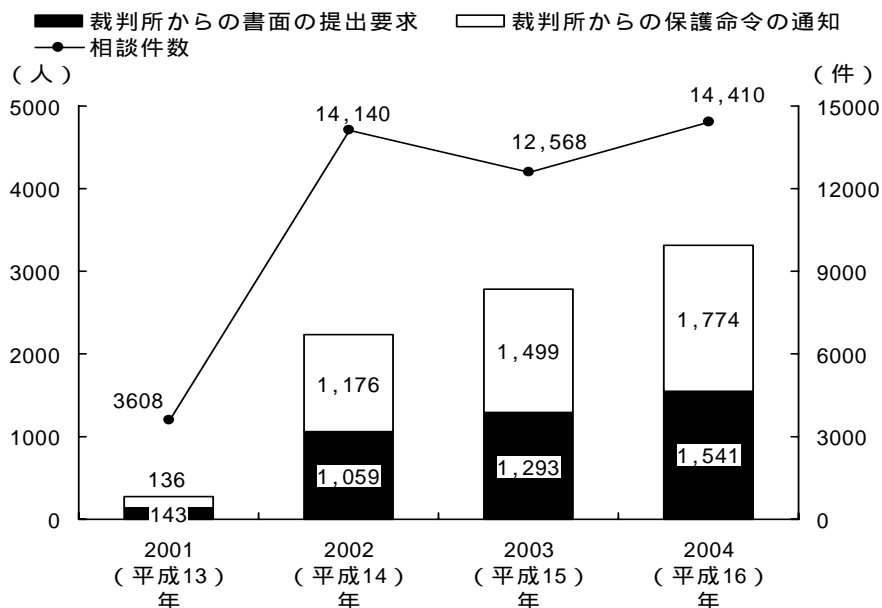
(4)加害者の年齢



注:年齢が不明である31件を除く。

注:年齢が不明である82件を除く。

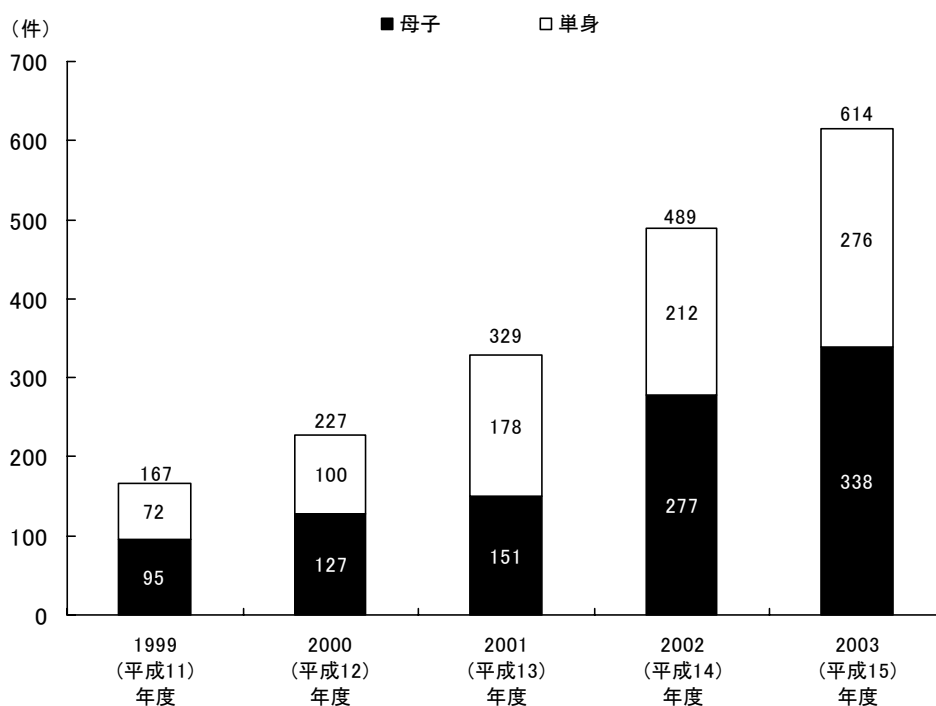
(5)配偶者暴力に係る対応の推移



資料:警察庁広報資料

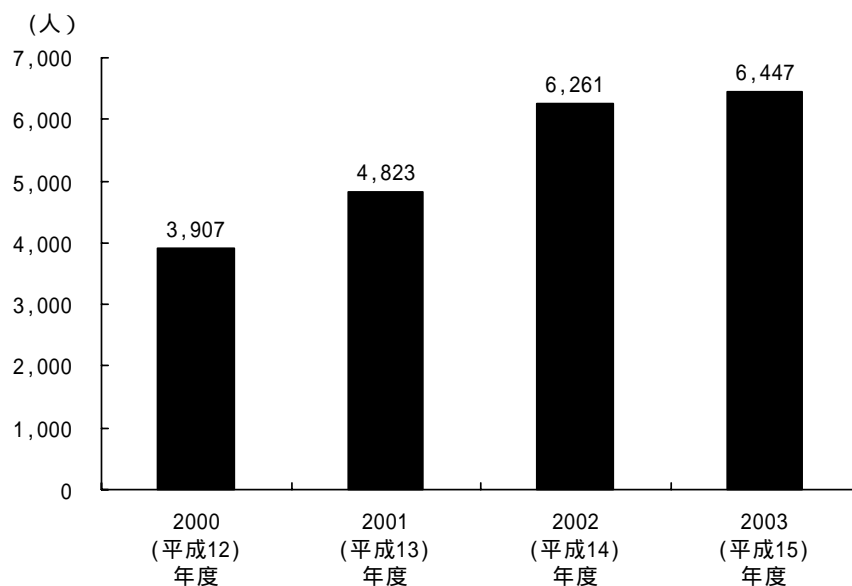
平成15年度の東京都女性相談センターで扱った配偶者暴力による一時保護利用者は614人で、母子・単身ともに年々増加している。
 全国の婦人相談所における一時保護された女性の人数も増加傾向がみられ、平成15年度の要保護女子は6,447人となっている。

図表 - 1 - 4 配偶者暴力による一時保護利用者の推移（都）



資料：東京都生活文化局調べ

図表 - 1 - 5 婦人相談所における一時保護された女性の人数の推移（全国）

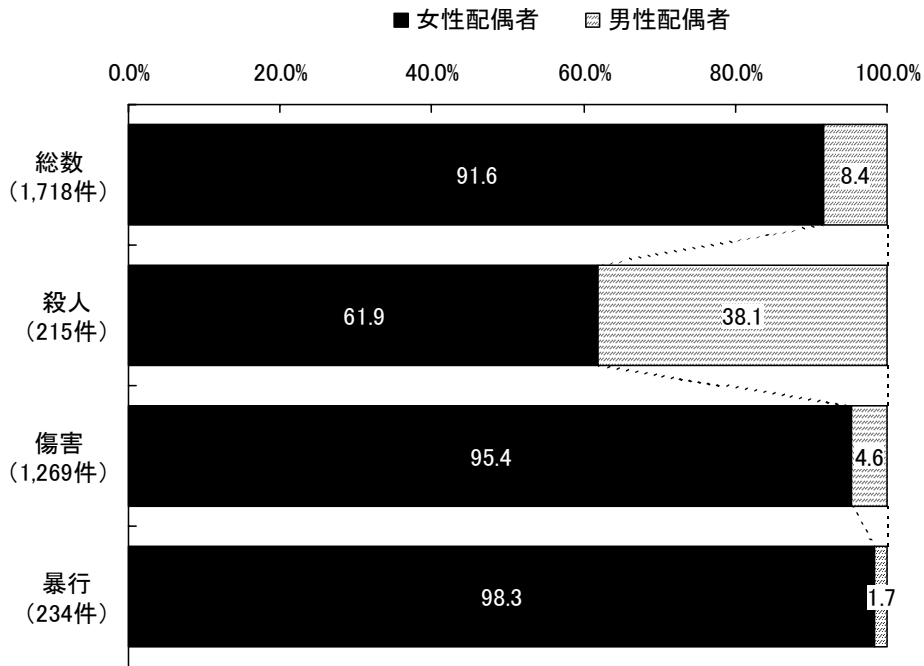


注：一時保護委託分（母子生活支援施設、民間シェルター等）を含む。

資料：厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」

平成15年に検挙された配偶者間の犯罪は1,718件、うち女性配偶者が被害者となったのは1,574件で91.6%を占めている。夫から妻への犯罪の検挙状況は、傷害が1,211件で最も多く平成12年以降急激に伸びている。

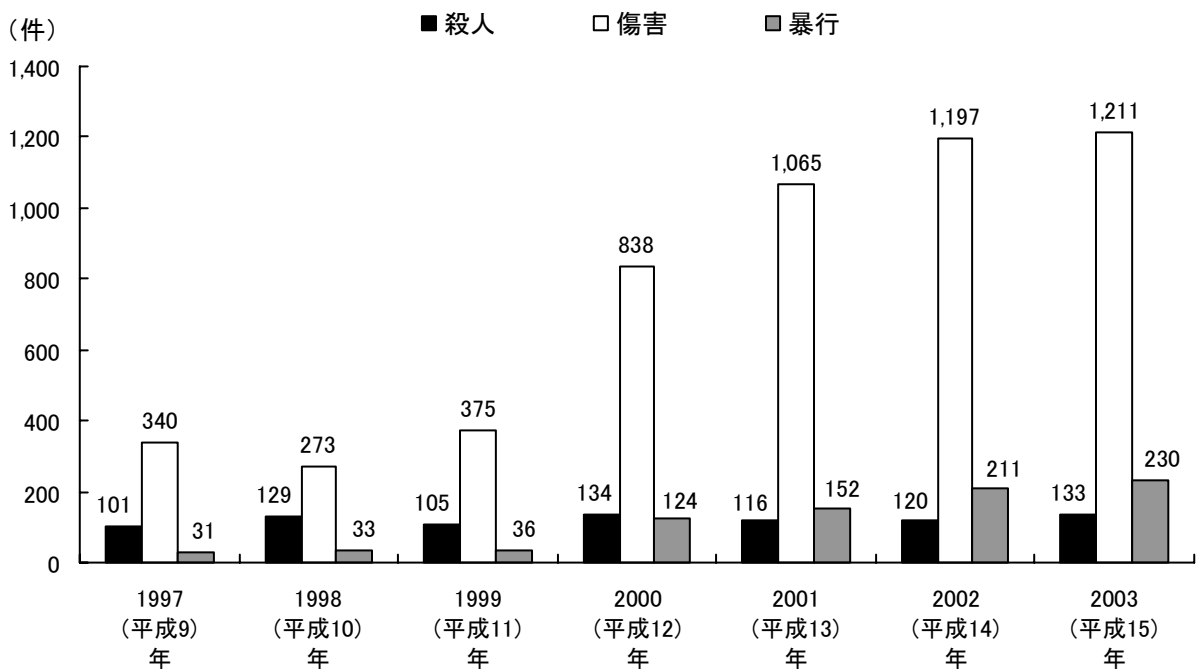
図表 - 1 - 6 配偶者間における犯罪の被害者（検挙件数割合）（全国）



注：母数は、それぞれ検挙件数

資料：警察庁資料2003(平成15)年より作成

図表 - 1 - 7 夫から妻への犯罪の検挙状況（全国）



資料：警察庁資料2003(平成15)年より作成